

15.建設計画

本庁舎等整備については、同一敷地内で、解体・建設を繰り返すため、限られた敷地スペースでの工事や工事車両のアクセスを考慮しながら、安全に工事を進めます。全体工事を3期に分け、近隣住宅や施設利用者、職員への影響を抑え、利用者動線に配慮した安全確保を行います。工期ごとに、使用可能な庁舎、駐車場への動線を変更します。

1期工事

1期工事では、区民会館東側低層部、楽屋部分、第三庁舎プレハブ棟、非常用発電機室、ろ過機械室、オイルタンク、来庁者用駐車場を解体し、東1期棟、西1期棟、区民会館ホール楽屋部分、テラス（区民会館側）を建設し、区民会館ホールを改修します。1期工事中は仮設の非常用発電機を設置します。

2期工事

2期工事では、第一庁舎、第三庁舎、中庭地下を解体し、東2期棟、西2期棟、テラス（一部）を建設します。

3期工事

3期工事では、第二庁舎、来庁者用駐車場、分庁舎を解体し、西3期棟、テラス（南側ブリッジ）を建設します。

○凡例

- 新築建物
- 解体建物
- 改修建物
- 工事エリア
- 工事中に使用する庁舎・駐車場
- 改修建物
- 工事エリア
- 歩行者動線

